様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和4年6月28日

□ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	寝屋川市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%AF%9D%E5%B1%8B%E5%B7%9D%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9D%A1%E4%BE%8B&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=2&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=22&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=22&count=20

執行機関名　寝屋川市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年寝屋川市条例第1号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年寝屋川市条例第19号)別表第1 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年寝屋川市条例第1号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第1条	寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　すべて国民は、(児童)が心身ともに(健やか)に生まれ、且つ、(育成)されるよう努めなければならない。２　すべて(児童)は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条　この条例は、(子ども)に係る医療費の一部を助成することにより、(子ども)の(健やかな成長)に寄与するとともに、(子ども)の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成5年寝屋川市規則第21号)大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱